

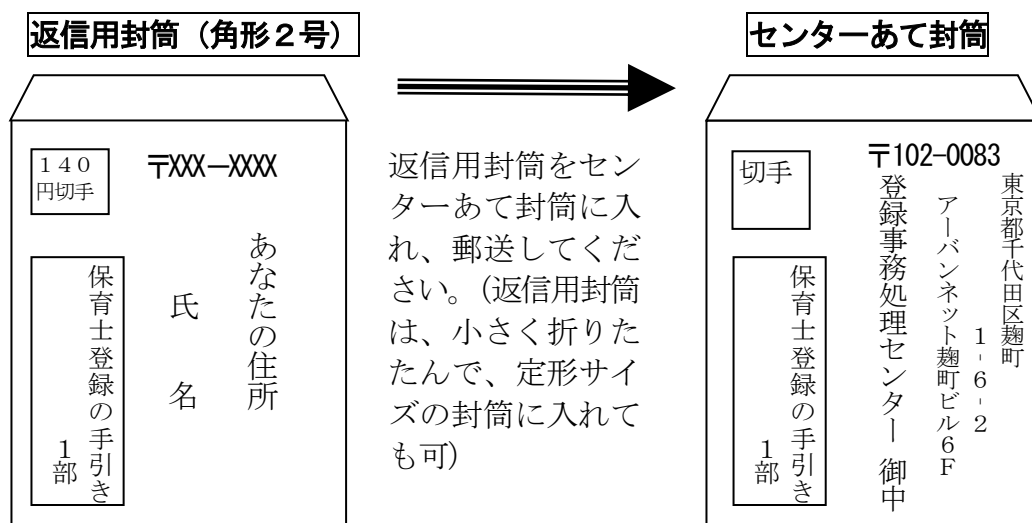
指定保育士養成施設を卒業（修了）後に個人で保育士登録手続きを行う場合

児童福祉法の改正（平成15年11月29日施行）により、「指定保育士養成施設卒業証明書」や「保育士養成課程修了証明書」（卒業または修了後に、指定保育士養成施設より発行される書類）だけでは、保育士として業務に就くことはできません。保育士として業務を行うには、卒業（修了）後、都道府県知事に対し事前に登録手続きを済ませ、業務に就くまでに「保育士証」の交付を受ける必要があります。登録が済み、「保育士証」の交付を受けてはじめて、保育士として（＝保育士の名称を用いて）業務を行うことができます。

1. はじめに「保育士登録の手引き」を取寄せてください

保育士登録を行う際、「保育士登録の手引き」が一人につき一部必要です。（保育士登録についての案内や、申請書用紙、登録手数料払込用紙がセットになっています。）

- （1）あなたの住所、氏名を記入し、切手140円分を貼った角形2号（A4用紙が折らずに入るサイズ）の返信用封筒を、登録事務処理センター（以下「センター」といいます。）に郵送してください。
- （2）センターあて封筒ならびに返信用封筒の左はしに、必ず「保育士登録の手引き1部」と明記してください。



2. 登録手数料：4,200円（令和2年9月現在）

払込方法の詳細は、「保育士登録の手引き」をお取り寄せの上、参照してください。

3. 保育士証の交付

登録手続きが済みますと、登録先都道府県知事名で「保育士証」が交付されます。

4. ご注意

- （1）保育士として業務を行う予定がない場合、必ずしも登録手続きを行う必要はありません。（また、登録手続きを行わなかったために、保育士となる資格を喪失することはありません。）
- （2）登録申請先は住民票住所地のある都道府県知事ですが、申請書類の受付は当センターが行っています。
- （3）申請書類の受付から保育士証の交付まで、書類不備等の場合を除きおおよそ2ヶ月程度かかります。（保育士として業務に就くことができるのは、保育士証の交付を受けてからとなります。）
- （4）個人による申請のため、3月卒業見込申請者に郵送している「保育士登録済通知書」は発行いたしません。

◇都道府県知事委託 保育士登録機関 登録事務処理センター

〒102-0083

東京都千代田区麹町1-6-2アーバンネット麹町ビル6F

電話：03-3262-1080 FAX：03-3262-1070

ホームページ：https://www.nippo.or.jp/hoikushi/